早稲田大学大学院教育学研究科紀要　別冊　15号―2　二〇〇八年三月

高山右近の寺社破壊に関する一考察

山下洋輔

はじめに

織田信長は、中世的権威を打倒し、統制を加えてきたと考えられてきた。将軍・足利義昭に対しても、その権威に服従することなく振舞ったとされる。さらには、天皇の権威にも服さず、そこからも自由になろうとしたとの見解も出されている。[1] また、比叡山延暦寺焼討は、伝統的権威を誇る寺社勢力との断絶をはかった織田政権の近世的姿勢を示す事件として評価されてきた。[2] しかし、寺社弾圧政策と一見矛盾した寺領安堵・保護政策など織田政権による寺社政策に関する実証的研究によって、そのイメージは変わりつつある。[3]

この織田政権と寺社に関する研究の蓄積は、高山右近と寺社の関係についての研究にも活かすことができる。高山右近は、織田信長の配下となった荒木村重の臣下であり、村重の謀反後は信長の臣下となった。高山右近の政策は、織田政権の影響を受けているとも考えられるからである。高山右近は、キリシタンとして、寺社と対立する存在と考えられてきた。実際、高山右近による寺社焼討の伝説も多く存在する。寺社勢力を伝統的権威に立つ勢力とみなし、在地領主と寺社との結びつきをキリシタン布教によって破壊し、一円領国支配を築こうとしたとされている。[4] しかし、当時のキリシタンは在地領主や宗教勢力といった伝統的権威に対抗しうる存在であったのかどうか疑問である。[5] また、在地領主や寺社勢力は、高山右近と対立する存在であったのだろうか。本稿では、これらの問題について、再検討を加えていきたい。

一　先行研究の整理

モレホンは高山右近の追悼文中で、寺社破壊からその信仰と熱意を証明しようとしている。[6] 実際、熱心なキリシタンであった高山右近が領内の神社仏閣を破壊したという伝説は多い。いわゆる「天正の禍」は高山右近による宗教弾圧を表しているのだが、その実態はいかなるものであったのだろうか。

まず、この問題に関する先行研究をみていきたい。

チースリク氏は、「寺社仏閣の破壊」という言葉は単なるスローガ

ンに過ぎず、真面目な歴史家としてそれをとなえるべきではない、という態度をとっている。[7] また、巡察師ヴァリニャーノが寺社の破壊を禁じていたことから、「いっそう慎重に個々の場合を調べる必要がある」としている。ただ、忍頂寺に関しては、信長の死後、キリシタンにとって障害であり、処理すべき問題であったと考えている。[8]

「寺社仏閣の破壊」という言葉は単なるスローガンに過ぎないかどうかは、現段階では明かされていない。実際に高山右近による寺社仏閣破壊の伝説が残っている以上、無視できない問題である。巡察師ヴァリニャーノが寺社の破壊を禁じていた一方で、イエズス会からの要請による寺社破壊と考えられる記録も残っている。[9] 寺社破壊が存在したために、巡察師ヴァリニャーノが寺社の破壊を禁じたと考えることも可能であるのだ。

高山右近は、キリシタンの信仰を領民に徹底させるために寺社を破壊したとある。[10] 一五八三年度日本年報によると、役立たぬ寺社は焼き、破壊し、適当な寺社は教会に転用したという。[11] これについて、チースリク氏は、村落みながキリシタンとなったため、寺は教会に改造されるか取り潰された、と捉えている。[12] 海老沢有道氏も同様に、これは仏教迫害ではなく自然の結果であったと、考えている。[13]

妹尾啓司氏は、中世末期の寺院荒廃を指摘し、寺院の教会への転用の例をあげられた。[14] 他に、仏教寺院のキリシタン施設転用については、久田松和則氏が大村領宝生寺を事例に詳細に論じられた。[15]

天正年中、高山右近による焼討にあったという寺伝を残す寺社は多いが、天正期以前の文書がかなり残っていること、仏像などの状態から焼討された形跡のない寺院も多いことを、天坊幸彦氏、臼井信義氏などが指摘している。[16]

天坊氏は、「伊勢寺中興開基宗永一代記」の記事をひいて右近の寺社破壊は交渉の結果であると述べている。[17] 松田毅一氏も同じ記事を引用し、その見解に従っている。[18] さらに、天坊氏は、右近による寺領安堵の書状から、「切支丹信者が寺院を保護するはずがない」とし、「当時戦国の世のならい、なにを措いても実力の増強が第一である。それで当時の武将は、いずれも有力なる寺社や富裕なる町村を敵とすることの不利を認め、これに保護を加え、これを味方とすることを忘れなかった。この場合信仰のことは問題にならなかったであろう」と、捉えられた。[19]

高山右近の寺社破壊については、以上のように考えられてきている。本稿では、「キリシタンである高山右近」による寺社破壊という視点からだけではなく、当時の戦国社会の実態についての研究を踏まえながら、論じていきたい。

二　史料について

この問題の性質上、一次史料が得られることは難しい。高山右近に関連した史料は、弾圧の際に幕府の嫌疑から逃れるために紛失してしまった可能性が高いからである。残存する史料は、幕藩体制確立過程においてキリシタンが弾圧された後に書かれたものが多く、それらの

史料において高山右近は邪宗を信仰した暴君ととらえられている。

この問題について、当時の史料である宣教師による書簡やフロイスの『日本史』を用いる。日本側の史料としては、寺社による後世の記録に頼ることになる。[20] 本稿では、『摂津名所図会』[21]、『摂陽群談』[22]、『三島郡寺院明細帳』、『三島郡神社明細帳』、『豊能郡寺院明細帳』、『豊能郡神社明細帳』[23]を中心にみていきたい。

寺院明細帳、洞庵明細帳、神社明細帳といったものが、政府の通達によって全国的に作られている。『三島郡寺院明細帳』、『豊能郡寺院明細帳』は、明治十二年、大阪府によって作成された。全ての寺院に対して、定められた形式で宗派・所在地・本尊・由緒・堂舎・寺領・信者数についての情報を提出させている。各々の寺院から提出された用紙がそのまま綴じられている。全ての寺院が網羅されており、寺院の不動産、信者数などについて知ることのできる貴重な資料である。同様に、『三島郡神社明細帳』、『豊能郡神社明細帳』は、大正十二年に大阪府によって作成されたものである。

戦国期の実態を考察するために、明治・大正期の史料を用いることは妥当ではないとの指摘をうけるかもしれない。しかし、あえて、その史料を使用するのは、以下三点の理由からである。まず、前述の通り、当時の現存する史料が少ない点からである。次に、全ての寺社が網羅されているという点からである。天坊氏や松田氏によって個々の寺社縁起が検討されているが、それは全寺社を調査した結果ではなく、あらかじめ予測を立て、行われた調査である。したがって、見落とされている可能性もあり、先入観に囚われている可能性も考えられる。最後に、すでにキリシタン禁制の解かれた明治十二年に作成されているという点からである。「キリシタン邪宗門」という見方から完全に解放されてはいないであろうが、江戸時代に書かれた縁起などの記録とは明らかに異なった性格を持つ。

三　寺社破壊に関する考察

これらの史料から、この地域（高山氏領国とその周辺・三島郡、豊能郡）で、高山氏が高槻城主であった期間に破壊に遭ったと伝えられる寺社には、濃味神社、磐手杜神社、金龍寺、伊勢寺、安岡寺、本山寺、神峯山寺、霊山寺、霊松寺、普門寺、広智寺、勝尾寺、山田寺、惣持寺、八幡大神宮、春日神社、野見神社、忍頂寺、光松寺、高法寺、瀧安寺、護国寺、釈迦院、常福寺、善福寺、長杉寺がある。

これらの中には、織田信長によって焼かれたと伝えられる寺社、ただ兵火に焼かれたと記された寺社も含まれる。高山右近、もしくは高山氏によって焼討・破壊に遭ったと明記された寺社は、普門寺（『図会』）、本山寺（『図会』）、広智寺（『図会』）、神峯山寺（『群談』）、金龍寺（『群談』）、霊山寺（『群談』）、春日神社（『大阪府全志』）、八幡大神宮（『大阪府全志』）、濃味神社（『大阪府史跡名勝天然記念物』）、忍頂寺（「フロイス書簡」）である。

高山右近、もしくは高山氏によって焼討・破壊に遭ったとされるこれら寺社について、別の史料では表現が違っていたり、焼討・破壊に

遭ったことが記されていなかったりする。そこで、破壊・焼討の内容を考察していきたい。

高山右近による寺社破壊・焼討の記事をみてみると、三つの視点に分類できる。①信仰面、②戦災面、③支配統制面である。

キリシタン史においては、①信仰面からしか論じられてこなかった。高山右近は、邪宗を信仰した暴君、一方寛容の精神を持ち合わせた敬虔なキリシタンと表現される。寺社破壊・焼討もこの延長線上で論じられてきたのだ。

たしかに、この地域において高山右近による寺社破壊は目立つが、織田信長や荒木村重による破壊も多い。上記の寺社以外にも、摂津国、河内国、和泉国におけるこの他の地域、あるいは高山氏が高槻城主になる以前に、焼討や盗難に遭った寺社が多く見られるのである。これら寺社への破壊行為が、少なくとも中世末期を通じて基本的に共通するものであったことは、当時の往来物などからもわかる。[24] 寺社の存在[25]・機能や戦争の実態についての研究[26]を踏まえ、寺社の戦災という点からも考えなければならない。

一方、戦国大名と寺社に関する研究では、大名が領国内の寺社をどのようにして把握・統制していったのかという点が論じられてきた。これらを踏まえ、高山右近の寺社保護政策について考察を加える。

したがって、以上の三つの視点から分析を進めていきたい。

まず、①信仰面について述べていく。本稿では、いわゆる「天正の禍」とよばれる高山右近の宗教弾圧としての真偽を論じるのではなく、当時の社会や寺社の実態を踏まえながら考察していくことが目的である。ただ、右近のキリシタンという要素は避けて通ることのできないテーマである。そこで、宣教師による記述から右近の寺社に対する態度をみていく。

そのためには、右近の信じたキリシタンが、そしてそれを記述した宣教師たちが、寺社破壊に関してどのように考えていたのかを知る必要がある。宣教師による記述から、彼らは、一般的に神仏を悪魔とみなし、仏像や神体を破壊すべき偶像と考えていた。キリシタンによる寺社の破壊、神仏に対する冒瀆の記事は枚挙に遑がないほどである。たとえば、コエリョは大村純忠と会談し、寺社破壊を約束し実行させた[27]。また、副管区長であったコエリョは、フロイスらとともに、有馬領の岩山にキリシタンによる焼討から逃れ隠されていた仏像を破壊しに行った[28]。

このように寺社破壊、神仏への冒瀆の記事が多いのは、それだけイエズス会がそれらの行為を自分たちの布教成果として重視しているからと考えられる。神田千里氏は、信仰表明はキリシタン信仰における不可欠の要素であり、寺社破壊や神仏冒瀆といった行為が信仰と一体のものと考えられていたと指摘された[29]。豊臣秀吉が、寺社破壊についてコエリョに詰問したところ、熱心な日本人信徒の自発的行動であり、宣教師が直接指導にあたってはいないと答えている。しかし、これらの行為は、イエズス会の意図であり、そしてキリシタンの教えに基づくものであったのだ。

オルガンティーノが巡察師ヴァリニャーノに送った書簡[30]の中で、寺社破壊を「善き事業」とし、「かの寺院の最後の藁に至るまで焼却することを切に望んでいる」と記した。オルガンティーノは、その寺院を破壊すべき旨をキリシタンに説いている。さらに、彼は、大阪のある寺院から彫像を持ち出し、高槻城に運んでいる。これは、宣教師による破壊の指示にほかならない。

オルガンティーノは日本人を高く評価し[31]、日本人からもウルガン・バテレンと愛されていた。そのような彼でさえ、このように日本の寺社の破壊を望み、神仏を冒瀆した。

ここから、高槻での例をみていきたい。

> 彼〔高山右近・筆者註〕の所領には一万四千名のキリシタンがおり、そのうち三千名内外は本年、（キリシタンに）なった人たちであり、多数の僧院を破壊して幾つかの教会を建て、ほかにも六、七千名が洗礼を受けようとしているとのことである。[32]

> 領内にあった神と仏の寺院はことごとく、役に立たぬものは焼き、また破壊し、適当なものについてはこれを用いて教会を建立した。その中に津の国の忍頂寺（Nilosi. Js. Nijoji）と称するはなはだ有名な寺院があったが、今では同地方で最良の教会の一つとなっている。同地方にあった偶像に対して行なわれた破壊ははなはだしく、そのうちの多数は仏僧たちがかなり以前から隠し持っていたものであったが、たちどころに破壊された。かつて崇拝されていたことの罰として早速、台所の薪やこれに類する他の用に供せられた。[33]

このように、高槻においても寺社破壊が行われていた。この地においても、前述の有馬領でみられたような偶像破壊が行われていたことがわかる。「役に立たぬものは焼き、また破壊し、適当なものについてはこれを用いて教会を建立した」とある。寺社の建築物は、破壊したのちも建設資材として貴重なものであった。役立たないので焼くことについて、二つ理由が考えられる。一つは、荒廃の末に建設資材としての価値がなくなっていたから。[34]もう一つには、信仰心からである。後者の理由を示す記事として次のものを挙げる。

> …一人の修道士が、なぜ教会を建てる際に利用しうる、すなわち建設資材となりうる神仏の殿堂を焼き払うのかと問うと、彼は答えて、二つの理由によって火を掛けた。その第一は、かつて悪魔に供せられていた、いとも嫌悪すべき場所が今、デウスを祭るために用いられるのは不当なことと思われたからであり、第二には、この地に偶像の記憶も跡も残らぬようにするためであると言った。[35]

これは、日向国野津の「奉行のような身分の高い人」の話である。

この潔癖さは、右近の父である高山ダリオにもみられる。

（ダリオ）の友人は彼に、すでに他の目的に使っていた非常に良い板と角材をその（教会の）ために（提供しようと）申し出たが、彼は新しくない材木や板をそれに転用することを絶対に望まなかった。[36]

このように、寺社焼討には、その寺院の利用価値がないという点よりも、かつての寺院がデウスを祭るために用いられるのは不当なことと思われたからであり、そこにあった「偶像」の記憶も跡も残らぬようにするためといった理由のほうに重点が置かれたと考えられる。

教会に転用された寺院の中で、忍頂寺が記されている。「今では同地方で最良の教会の一つとなっている」とある。この忍頂寺は、室町幕府、織田信長からの保護を受けるような有力寺院であった。チースリク氏は、コリン著の『フィリピン諸島におけるイエズス会の布教史』第二十八章[37]をひいて、「忍頂寺こそ、キリシタン伝道にとって最も大きな邪魔物となったのも、当然であろう」と考えている。

ここで、忍頂寺について検討してみたい。元禄五年に作成された『賀峰山忍頂寺縁起』では、高山右近が当時の年貢を横領し、仏像を破壊し、諸堂を焼き、住僧を追い払ったと伝えるが、『三島郡寺院明細帳』の由緒には高山右近に関しては何も述べられていない。その他に、はっきりとした詳細はわからないが、内容からみて、この地域における一五八〇年、八一年頃の事件と考えられる記事がある。

我らの聖なる信仰のこのような進展に怒った仏僧たちは、ドン・ジュスト[高山右近・筆者注]の隣国の大きな領主であり（つねに起こり得ることであるが）競争相手である中川〔清秀〕殿を唆し、数多の証拠を挙げて彼に対する信長の信用を落とさせようとした。この手段が効果をあげなかったので、山伏と称ばれている一種の魔術師の行なう別の悪魔的手段を取った。[38]

この「坊主たち」とは、中川清秀にとりなしを願ったこと、山伏が登場したことから考えると、おそらく忍頂寺とその後背の竜王山の聖であろう。高山右近が、忍頂寺領であった五ヶ庄を拝領した時、忍頂寺の権益を承認した[39]が、高山氏と忍頂寺の間には緊張が高まっていたことがうかがえる。そして、一五八三年日本年報より、天正十一（一五八三）年には教会にされてしまったことがわかる。

寺社破壊の信仰面からの考察について、以上のものとは違った視点からの指摘がある。飯島正明氏は、右近の寺社破壊が織田信長の産土神である牛頭天王ほか、天照大神、八幡宮、春日、稲荷、天満宮には及ばなかったことを指摘している。[40]瓦田昇氏も信長の牛頭天王信仰について述べられている。[41]その根拠となるのは、次の記事である。

為郡都比古神社

天正年中織田信長、高山右近に命じて、摂州の寺社を剥落す。その時、牛頭天王と神号を改めて愁訴す。牛頭天王は信長の氏神なれば、その難を免れ、わずかに存す。(『摂津名所図会』)

茨木神社

殊に当国は織田方高山右近在城し、此辺の神社仏閣を破却する事多し。然れども、神社の中において、天照大神、祇園牛頭天王、八幡宮、春日、稲荷、天満宮は神国の名神なれば、破却する事を恐れしより、此禍を免る。これによつて延喜式の遠き神名を隠して愁訴し災を免れたるなり。古代の神名のかくれたるは多く此所謂による也。殊に信長の生土神は尾州津島牛頭天王也。(『摂津名所図会』)

明治になってから作成された由緒には、このような記事が多くみられる。その背景には、明治元年に出された神仏分離令がある。神道や仏教に関連した雑多な信仰が禁じられたので、自社にある牛頭天王存在の理由として、高山右近の焼討から逃れるために祀られたと記されている可能性が考えられるのだ。よって、ここでは江戸時代に編纂された史料をあげた。

この『摂津名所図会』中の茨木神社付天石門別神社の記事に対して、『大阪府史蹟名勝天然記念物』では興味深い指摘を行っている。それは、「天正年中織田氏の異教を信じて所在の神社仏閣を焼き、唯天照大神、春日大神、八幡大神、牛頭天王は焼くべからずとなし、とき、此社も天石門別神社を以って偽りて牛頭天王と称し、幸に劫火を免るゝを得、後に更に勧請し尋て社を今の地に移したり」と名所図会にはあるが、天正年中に中川清秀によって出された禁制には、天石門別神社の名を表出して何ら憚るところがない。さらに、文禄二年の棟札には、「摂州太田郡茨木氏神三社相殿」として春日大明神、牛頭天王、八幡大神宮を挙げている。以上より、天正以前から、天石門別神社には牛頭天王が祀られていたと考えられる。

上記の為郡都比古神社、天石門別神社の記事から、織田政権の武将としての高山右近による焼討がうかがえる。高山右近の寺社破壊について論じるには、織田政権による寺社破壊の研究が必要である。①信仰面からは、織田信長の信仰も問題となってくるが、信長の信仰に関する近年の研究は少ない[42]。

次に、②戦災面について述べていく。当時の地域社会における寺社がどのような存在であったかについて、宮島氏は、「その前提、すなわちなぜ寺社を支配するのか、地方寺社とは何かという命題が解かれなければならない」と指摘されている[43]。

中世の寺社は、かつて「social center」[44]と評され、それ自体が一つの経済体であった[45]。周辺地域に寺領を持ち、年貢や加地子を収取し、高利貸しを営んでいた。その一方、地域社会から収取されたものを仏・神事をはじめとする雑多な支出として地域に還元している。また、

僧侶のほかにも戦闘人員や人夫など労働力を抱え、兵糧・物資の集積・輸送や軍事力としての機能を果たしていた。要害として軍事拠点ともなり、戦乱を避ける避難民や退却する軍勢の逃込み先でもあった。[46]「これらのことは地方寺社を地域の『公的な存在』として特徴付けたといえる。」[47]

以上より、領国外の寺社破壊は、戦術として大きな意味を持つ。つまり、寺社破壊は、寺社が維持する諸機能の混乱と停止をもたらし、領国の基盤的経済・軍事力の滅殺に威力を発揮するのだ。よって、その性格上、寺社は戦災に遭う可能性がきわめて高いといえる。

高槻領内にある金龍寺は、「天正年中東天川検地帳」[48]の分析から、高山氏より諸権益を認められた存在であった。[49]しかし、『摂陽群談』によると、「天正年中高槻城主高山友祥に焼かれ堂宇をことごとく失った」とある。一方、『三島郡寺院明細帳』では、「天正年間高槻城主高山右近、信長公ト戦争ノ際、堂舎兵燹ニ罹リ滅燼ス」とある。後者の記録は、荒木村重叛逆の際、高槻が織田信長に包囲された時の戦をさしている。こちらの記録からは、金龍寺は戦災のために焼失したと考える方が妥当である。

しかし、敵地でなくとも軍勢の集結、通過する場所であれば、破壊の可能性は常につきまとっていた。[50]破壊の主体は、「軍勢甲乙人」すなわち下層給人や被官、足軽、人夫など郷村から供給された者たちであった。彼らは、自らの郷村では鎮守・村堂への信仰に連なる者であるにもかかわらず、動員され他村他郷では寺社の破壊者となった。その根底にある意識を横田光雄氏は二点挙げられている。一つは、彼らの郷村内における厚い信仰は特定の一社への崇敬であって、寺社一般への尊重に必ずしも結びつくわけではなかったということ。もう一つは、中世後期の社会の底流、すなわち、略奪は現世での仏神による救貧の方便と捉えられたというのだ。[51]

このような「軍勢甲乙人」による濫妨狼藉から逃れるため、寺社や郷村は戦争遂行者に礼銭などを渡し、禁制を申請した。戦時、寺社が戦乱を避ける避難民や退却する軍勢の逃込み先でもあり、預物の預け先となっていた。その理由として、寺社のアジール性が指摘されている。[52]しかし、禁制が求められるのは、寺社も戦災に遭う可能性が十分にあるからである。[53]戦時、寺社に人や物が集まるのは、そのアジール性ではなく、その要害としての性格からではないであろうか。寺社は半永久的な構造物として存在していたのだ。[54]

領主の宗教政策について考えるとき、政治権力によるアジールの否定という考えが重視されてきたが、そもそも当時の寺社にアジールがないとすれば、これらの議論は成り立たないのである。このことを踏まえて、最後に、③支配統制面について考えたい。

高山右近は、従来からの寺社の権益を認め、寺領を安堵している。[55]しかし、その一方で、キリシタン教会に転用するなどして寺社を破却した。寺社に保護を与えていることから寺社破壊はなかったとの考え[56]には疑問である。というのは、領主による寺社の破壊と修造、略奪と禁制発給、寺領没収と寺領安堵・寄進といった相反するような事象は、

その双方が寺社の支配統制政策と考えられるからだ。地域社会との多様な関わりを持ち、多様な役割を果たす存在であった寺社を支配統制することは、いかなる意味を持ったのであろうか。

大久保俊昭氏は、今川氏が領国支配貫徹のため一宮・惣社支配を行ない、イデオロギー支配の根幹としていたと述べている。[57] また、平山優氏は、郷鎮守はその祭祀を通じて勧農・農耕護持の場として機能し、これらを維持することにより領主たりえたこと、さらにこれら郷鎮守の統合し、祭祀権の掌握し、祭祀施行のための一国平均役賦課の正当性を確立したと位置づけている。[58] このような考えを踏まえながら、領主による寺社の支配統制について考えてみると、破壊や保護の意味がみえてくる。

寺社破壊には、寺社によって維持されていた諸機能の混乱と停止をもたらすだけでなく、精神的打撃も与えると考えられる。

平山優氏は、郷鎮守の保護と維持ができない地頭は、その資格を失うと指摘された。[59] 藤木久志氏によれば、領主は、領民の意を受けた寺社への祈祷により、「危機管理」をし、領民の耕作を保証した。この点において、領主・領民双方に精神的影響を与えたと判断される。[60] さらに、その破壊された寺社を復興しなければならない点でも、領国の基盤に少なからぬ影響を与えたと考えられる。そのため、敵国の領主を不適格と責めたてる意図も寺社破壊にはあった。

領内の寺社に対する破壊に関しては、その大きな実力を有した存在自体が重要な点である。有力寺社は、地域の経済的諸機能を掌握し、権門勢力からの保護を受け、軍事的実力も備えていた。

たとえば、高山氏の発祥地[61]近くの勝尾寺は、清和天皇の帰依をえて以来、皇室をはじめ鎌倉幕府・室町幕府の保護を受けた。平安末期から室町期にかけての田・畠・屋敷の寄進状が多く残っており、皇室・権門勢力の保護を受け、所領を増大させた。[62] このように保護をえる一方で、衆徒とよばれる僧兵を多く擁していた。この軍事力で勝尾寺は、寺領内での濫妨狼藉を防ぎ、浄土寺領美河原・外院・高山の三ヶ庄に対しては、領有権を主張して侵入することもあった。[63]

この他にも、瀧安寺は、孝徳期からの勅願所であり、健保二年（一二一四）仁和寺の末寺とされ、鎌倉期には将軍頼経から、[64] 室町期には六代将軍義教からの帰依を受けた。[65] 室町・戦国期を通して摂津国人衆の池田・荒木・薬師寺氏らより、禁制を与えられるなど保護を受けた。[66] しかし、天正年間織田信長に焼かれ、堂宇・古記録のほとんどを焼失し、僅かにその一部を残すのみとなった。

このように、当時の有力寺社は、まさしく「実力者」であり、領主は寺社に対して妥協と対立という葛藤に苦しんだのである

領主に寺領を没収された例として、真龍寺がある。真龍寺は、行基の開山にして、聖武天皇により勅願寺として建立された。『三島郡寺院明細帳』によると、元亀年間に織田信長により寺禄を没せられた。

このような例が、宣教師の記録にもみられる。それらを見ると、寺社から没収したものは兵士や武将に分け与えられている。そして、寺領を没収することは、当時でもやはり不敬であり、神仏を侮辱し、仏

僧の信用を傷つけ行為は、大変珍しいことであったことがわかる。「青年武士らに、仏僧を調べていかなる些細な過失も見出すよう注意した」[67]とあり、領主は寺社を一方的に取り潰すのではなく、それなりの正当性をもって寺社を統制しようとしたことがうかがえる。

この領主による寺領没収や徴発という行為と②戦災面で述べた軍勢甲乙人による略奪行為とには、「大盗」と「小盗」の違いしかない。横田氏は、この双方を分けるのは領主側からの「公」的権力意思の発動か否かであると指摘している[68]。つまり、軍勢甲乙人による濫妨狼藉を抑止する一方で寺領没収や徴発を行う領主は、天下を標榜する公儀の論理によって、明確な差別化と自己正当化を図ろうとしていた。ただ、領内の諸勢力との相対性と矛盾を解決できず、必ずしも実際にそれら諸勢力に超越する公権力化がなされたわけではなかった。むしろ、この時代は、神仏や僧を冒瀆することで自らを正当化していたといえる。しかし、これは、破壊や略奪の正当化にはなっても、軍勢甲乙人の濫妨狼藉との差別化にはならない。

そこで、高山右近によって出された禁制に注目したい。右近が禁制を発給した[69]本山寺は、『摂津名所図会』によると、天正の頃、右近によって焼かれ、諸堂は灰尽に帰したという。同様に、安岡寺も禁制が出されたが、高山氏の破壊に遭ったと伝えられる。その他、「天正年中東天川検地帳」の分析から保護を受けていたと考えられる霊松寺にも、高山氏による破壊の記録が残っている。

これらの真偽はわからないが、禁制が出ているから焼討はないと断言することもできない。禁制は、軍勢甲乙人および領内の諸勢力に出されたものであって、領主自らはその対象には含まれないと考えることも可能であるからだ。本山寺、安岡寺などこれらの例は、領内の諸勢力との「公」的権力としての差別化と捉えることができる。

おわりに

以上、高山右近の寺社破壊について、三つの視点から考察を加えた。従来、この問題について、破壊された寺社、右近列福運動の調査を行うキリスト教徒や右近の擁護者といった立場から論じられてきた。しかし、その論点は、キリシタン高山右近という信仰面に限定されているものが多かった。本稿では、本来、絡み合わせて考えるべき信仰と政治という問題に対し、あえて三つ視点を示し、整理をした。高山右近の寺社破壊について、キリシタン信仰、戦国期寺社の戦災、領主の公権力確立との関連を提示した。その中で、「寺院明細帳」を用いたことは、新しい試みとして意義があると考える。

本稿が、多くの批判を得ることで、新たな論議を期したい。アウブスブルクの宗教和議にみられる世界史の流れ、戦国末期における寺社と領国支配、信長の分国経営などとの関連について不十分な点を残した。また、紙幅の関係上、高山氏と高槻のキリシタン民衆との関係について触れることができず、これらの寺社破壊が右近の意思で行われたかどうか実証することができなかった。これらは、今後の課題としたい。

注(1)　朝尾直弘「「将軍権力」の創出（一・二）（三）（四）」（『歴史評論』二四一・二六六・二九三号、一九七一・七二・七四年、のち同『将軍権力の創出』岩波書店、一九九四年に所収）。

(2)　辻善之助『日本仏教史』近世編之一の第九章第一節「織田信長の宗教政策」（岩波書店、一九五二年）。今井林太郎「信長の出現と中世的権威の否定」（岩波講座『日本歴史』近世一、一九六三年）。朝尾直弘、前掲書。

(3)　田中義成「信長と宗教」『織田時代史』（明治書院、一九二四年、のち講談社学術文庫で復刊、一九八〇年）。脇田修「織田政権下における荘園領」『織田政権における基礎構造』（東京大学出版会、一九七五年）。朴秀哲「織田政権における寺社支配の構造」（『史林』第八三巻第二号、二〇〇〇年）。伊藤真昭「織田信長の存在意義」（『歴史評論』六四〇、二〇〇三年）。

(4)　藤谷俊雄「キリスト教と封建支配」（岩波講座『日本歴史』近世一、一九六三年）など。

(5)　高瀬弘一郎『キリシタンの世紀』（岩波書店、一九九三年）。

(6)　モレホン、一六三〇年十月五日、マニラにおける列福調査での証言(deshaziendo todos sus tempos o convirtiendos en yglesias)。モレホン神父は、高山右近とともにマニラに渡り、右近の臨終に立会い、マニラ滞在中に「高山右近伝」を書いたとされる。残念ながら、その草稿は現存していない。(佐久間正翻訳、HubertCieslik S.J.解説・註「コリン著の高山右近伝」(『キリシタン研究第十七輯』キリシタン文化研究会、一九七九年)。

(7)　H・チースリク「高山右近領の山間部におけるキリシタン―布教・司牧上の一考察」（キリシタン文化研究会『キリシタン研究第十六輯』一九七六年）。

(8)　H・チースリク、前掲論文。

(9)　松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史』6（中央公論社）第二六章（第一部四一章）注（34）、『フロイス日本史』10第二七章（第一部一〇四章）注（4）、など。

(10)　『高槻市史』第二巻（高槻市史編さん委員会、一九七三年）七九頁三浦圭一執筆。

(11)　『十六・七世紀イエズス会日本報告集』Ⅲ6（同朋舎、一九九一年、以下『報告』と略記する）、一八九号書翰、二〇五頁。

(12)　H・チースリク、前掲論文。

(13)　海老沢有道『高山右近』（人物叢書　吉川弘文館、一九五八年）など。なお、『大阪府史』など多くの自治体史がこの説に従っている。

(14)　妹尾啓司「戦国時代の仏教と切支丹宗」（立正大学史学会『宗教社会史研究』一九八五年）。

(15)　久田松和則「仏教寺院のキリシタン施設転用の一例―大村純忠埋葬地・宝生寺の場合―」（キリシタン文化研究所『キリシタン研究第二十五輯』一九八五年）、同『キリシタン伝来地の神社と信仰』富松神社再興四百年事業委員会、二〇〇二年。

(16)　天坊幸彦『高槻通史』（高槻市役所、一九五三年）、臼井信義「高山右近の教名文書」（『日本歴史』三九、一九五一年）、『茨木市史』、『高槻市史』第一巻など。

(17)　天坊幸彦、前掲書。

(18)　松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』（風間書房、一九六七年）。

(19)　天坊幸彦、前掲書。

(20)　天坊氏、松田氏、チースリク氏も後世の縁起や社記を引用されている。さらに、松田氏は、住職や宮司から聞き取った伝承も参考にされている。私自身も二〇〇一・二・三年の夏に現地調査を行なった。

(21)　『大日本名所図会』、『日本名所風俗図会』一〇、『浪速叢書』第七に所収。摂津国一円十二郡を対象とした絵入りの名所・旧跡記。筆者は秋里舜福（籬島）、挿絵は竹原信繁（春朝斎）を主筆とし、丹羽元国（桃渓）以下七人が助筆。初刷本はまず寛政八（一七九六）年に刊行。江戸時代後半、数多く出版された名所・旧跡記の中でも高い評価を得ている。当時の景観などを知るうえでの利用価値は高い。

(22)　『大日本地誌大系』に所収。摂津の代表的な地誌である。著者は岡田

溪志。元禄一四（一七〇一）年六月に刊行された。巻第十一で神社、巻第十二ないし巻第十五で寺院について述べられている。『日本書紀』、『和名聚抄』、『万葉集』、『古今和歌集』、『元亨釈書』など五十五種の文献より証を挙げる。摂津一円を対象とした地誌中、もっとも詳細なものとして知られる。

(23) 大阪府庁所蔵。

(24) 例えば、原型が延文・応安年間の成立とされる『異制庭訓往来』には、寺院を破壊し、財を奪い、僧尼を殺したことが記されている。

(25) 平泉澄氏、奥田真啓氏、宮島敬一氏、榎原雅治氏、平山優氏、長谷川弘道氏らによる研究がある。

(26) 高木昭作「乱世」（『歴史学研究』五七四、一九八七年）、藤木久志『雑兵たちの戦場』朝日新聞社、一九九五年、など。

(27) 『フロイス日本史』10、第二七章（第一部一〇四章）。

(28) 『報告』Ⅲ6、一八四号、九八、九九頁。

(29) 神田千里「キリシタンと一向宗」『東洋大学文学部紀要』第五〇集・史学科篇二二、一九九七年。のちに、同『一向一揆と戦国社会』（吉川弘文館、一九九九年）に所収。

(30) 『報告』Ⅲ5、一四六号、八、九、一〇頁。

(31) 松田毅一・佐久間正・近松洋男訳『日本巡察記』（解題Ⅱ、オルガンティーノの日本人観）平凡社、一九七三年。

(32) 『報告』Ⅲ5、一七四号、二五九頁。

(33) 『報告』Ⅲ6、一八四号、二〇五頁。

(34) 妹尾啓司、前掲論文。

(35) 『報告』Ⅲ5、一六八号、一四七頁。

(36) 『フロイス日本史』4第四五章（第一部一〇三章）。

(37) 一六三三年、マドリードにて出版。コリン神父による高山右近伝。右近についての伝記として最も古い。その中には、他の史料には残っていない箇所も見られ、二次的史料とはいえ、見逃してはならない重要な文献である。（H・チースリク解説「コリン著の高山右近伝」『キリシタン研究第十七輯』キリシタン文化研究会、一九七九年）。

(38) 佐久間正訳、Hubert.Cieslik S.J.解説・註、前掲論文。

(39) 『茨木市史復刻版』史料編（一九七八年）五〇号文書「壽泉院文書」。

(40) 飯島正明「高山右近とその郷土」豊能町教育委員会、一九八一年。

(41) 瓦田昇『荒木村重研究序説』海鳥社、一九九八年。

(42) 鴎波「織田信長と神仏耶三教の関係」（『史学界』3―3、5、一九〇一年）、辻善之助「織田信長と仏教」（一九一一年）、宮地直一『神祇と国史』（古今書院、一九二六年）、奥野高広「信長の宗教政策」（『日本歴史』二〇二、一九六五年）、同「宇治平等院と織田信長」（高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』）、一九七〇年、井川定慶「織田信長と浄土宗」（『仏教大学研究紀要』五六、一九七二年）など。

(43) 宮島敬一『戦国期社会の形成と展開』（吉川弘文館、一九九六年）。

(44) 平泉澄『中世に於ける社寺と社会の関係』（至文堂、一九二六年）。

(45) 奥田真啓「武士の氏寺の研究」（『社会経済史学』一一―一・二、一九四一年。後同氏『中世武士団の信仰』柏書房、一九八〇年に所収）。

(46) 宮島敬一、前掲書。長谷川弘道「戦国大名と地域寺社」（『戦国史研究』別冊戦国大名再考、二〇〇一年）

(47) 宮島敬一、前掲書。

(48) 『高槻市史』第四巻（一）資料編Ⅱ、近世編Ⅰ一―一号文書。高山飛騨守が越前へ配流された後、織田政権下にあって支配を任された土地を右近独自の立場から行なった検地であると考えられる（『高槻市史』）。天正八年作成と推測される（『高山右近とその時代―北摂のキリシタン文化―平成十年度特別展』吹田市立博物館編、一九九八年）。

(49) 宮川満『太閤検地論』第Ⅲ部（お茶の水書房、一九六三年。後に『改訂太閤検地論』第Ⅲ部宮川満著作集四〈第一書房、一九九九年〉に再録）。

(50) 小林清治「郷村禁制の展開」（『福大史学』五四・五五号、一九九三年）。

(51) 横田光雄「戦国大名と寺社の破壊・修造」『戦国大名の政治と宗教』（國學院大学、一九九三年）。

(52) 池亨「日本中世の戦争と平和」（『一橋論叢』第一〇一巻第四号、一

九八八年）。

(53) 一般に禁制は、安全を保障してもらうために発給してもらうとされる。ここでは、この一般的な考えに従った。しかし、小林氏などにより、発給の目的に戦術的・軍事的なものがあるとの指摘がある。

(54) 宮島敬一、前掲書。

(55) 『高槻市史』第三巻史料編Ⅰ、中世編五六三号文書、「神峯山寺文書」。『高槻市史』第三巻史料編Ⅰ、中世編五六七号文書、「本山寺文書」。『高槻市史』第三巻史料編Ⅰ、中世編五六四号文書、「安岡寺文書」。『茨木市史復刻版』史料編五〇号文書「壽泉印文書」。

(56) 『高槻市史』第一巻。

(57) 大久保俊昭「戦国大名今川氏の宗教政策」（『地方史静岡』一四号、一九八六年）、「戦国大名今川氏の寺院統制」（『駒沢史学』三九・四〇号、一九八八年）。

(58) 平山優『戦国大名領国の基礎構造』校倉書房、一九九九年。

(59) 平山優、前掲書。

(60) 藤木久志「領主の危機管理」（『駒沢大学史学論集』二二、一九九二年）。のちに同『戦国をみる目』（校倉書房、一九九四年）に再録。

(61) 天坊幸彦、前掲書。松田毅一、前掲書。

(62) 『大阪府史』第四巻、大阪府史編集専門委員会、一九八一年。

(63) 『大阪府史』第四巻。『箕面市史』第一巻、箕面市史編さん委員会、一九七八年。

(64) 「瀧安寺文書」『箕面市史』史料編2、箕面市史編さん委員会、一九七九年。

(65) 「満済准后日記」『箕面市史』史料編2、箕面市史編さん委員会、一九七八年。

(66) 「滝安寺文書」『箕面市史』史料編2、。

(67) 『報告』Ⅲ5、一六五号、一〇二頁。

(68) 横田光雄、前掲論文。

(69) 『高槻市史』第三巻史料編Ⅰ（一九七三年）、中世編五六三号文書。『高槻市史』第三巻史料編Ⅰ（一九七三年）、中世編五六七号文書。